

平成17年8月4日

請求人

( 略 )

広島市監査委員 中 岡 隆 志  
同 野 曾 原 悦 子

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)

平成17年6月6日付け広監第64号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

なお、議会選出の下向井敏監査委員及び土井哲男監査委員(平成17年7月6日以前については、酒入忠昭監査委員及び橋本昭彦監査委員)は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第1 請求の内容

広島市南区選出のA議員は、平成15年10月以来広島市議会を欠席し、病気療養しているのに、広島市長は政務調査費の交付を行っている。

このことは、広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例(平成13年広島市条例第15号。以下「政務調査費条例」という。)第7条「議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない」に違反するものである。

したがって、交付に応じた担当職員の行為は違法かつ不当な公金支出で、広島市に損害を与えた行為である。

よって広島市監査委員に対し広島市が被った損害を補填するよう必要な措置を請求する。

第2 請求の受理

本請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項に定める要件を具備しているものと認められることから、平成17年6月14日に受理した。

### 第3 監査の対象事項・方法

#### 1 監査の対象事項

地方自治法第242条第1項の規定により、住民監査請求の対象は、当該地方公共団体職員等の違法又は不当な財務会計行為とされている。

本請求では、議会会派への政務調査費の支出が財務会計行為に当たるため、これを監査対象とした。

なお、請求人は、平成15年10月以来の議員の市議会欠席を理由に措置の要求をしているが、地方自治法242条第2項の規定により、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求できないこととなっており、本請求があったのが平成17年6月6日であることからすると、平成16年6月5日以前の財務会計行為は監査対象にはならない。したがって、平成16年6月分(具体的には6月11日支払)以降の政務調査費が対象となる。しかしながら、平成16年度分の支出負担行為については、平成16年4月1日起案・決裁の「広島市議会の会派に対する政務調査費の交付及びこれに伴う経費の支出について」(伺い)において行われ、これに基づき平成16年4月分から平成17年3月分までの政務調査費に係る支出命令がなされて政務調査費が交付され、そして、平成17年4月に一括して精算行為が行われていることから、平成16年度分の政務調査費に係るすべての財務会計行為を監査し、また、平成17年度分については、6月分までの政務調査費に係る財務会計行為を監査した。

#### 2 監査の方法

次の方法により監査を行った。

地方自治法第242条第6項の規定により、請求人の陳述を聴取した。

広島市長に意見書及び関係書類等の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取し、及び説明を受けた。

地方自治法第199条第8項の規定により、関係人(新政クラブ幹事長)調査を行った。

「第5 事実」に掲げる事項等について事実関係を調査した。

### 第4 広島市長の意見

- 1 請求人は、A 議員は平成15年10月以来広島市議会を欠席し、病気療養しているのに、政務調査費の交付を行っていることは政務調査費条例第7条に違反すると主張する。

毎月、市長が、会派へ交付する政務調査費は、会派の代表者からの請求に基づき、会派へ交付するものであって、その交付金額は、所属議員数に34万円を乗じた額であり、市長からA 議員に対して政務調査費を交付しているものではない。

したがって、政務調査費の交付が政務調査費条例に違反するとの請求人の主張は失

当である。

- 2 市長は、A 議員へ政務調査費を交付しているものではなく、A 議員が所属している会派へ交付しているものであり、何ら違法又は不当な点はないことから、交付に応じた担当職員について、本件措置請求は理由がないものである。

## 第5 事実

### 1 政務調査費制度制定に至る経緯について

政務調査費制度制定前においては、全国的に、地方自治法第232条の2の規定に基づき、議会の会派に対し、その調査研究の推進を図る目的で「会派調査交付金」が交付されていた。本市においても、昭和48年に、広島市議会の各会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則(昭和48年広島市規則第32号。以下「従前規則」という。)及び広島市議会市政調査研究費交付事務取扱要領(以下「従前要領」という。)を定め、広島市議会の各会派に対して、市政調査研究費を交付していた。

こうした交付金については、実質的に議員個人に対する給与ではないか、具体的な調査研究内容が明らかでないままに補助していることに公益性はあるのかなどの疑義が生じたこと、また、地方議会の活性化を図るためには、その審査能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化する必要がある、あわせて、情報公開を促進する観点から、その用途の透明性を確保することが重要と考えられたこと等から、平成12年5月、地方自治法の改正(地方自治法の一部を改正する法律(平成12年法律第89号))が行われ、地方自治法第100条第12項及び第13項(現在の第13項及び第14項)に政務調査費の交付が規定された。

この規定においては、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができること、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないこと、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することが定められ、施行日は平成13年4月1日とされた。

### 2 政務調査費条例等の制定経緯及び概要について

地方自治法の改正を受け、本市においては、全国市議会議長会が示した、交付対象を会派とするもの、議員とするもの、会派及び議員とするものという3つの標準案のうち会派を交付対象とする標準案と、従前規則及び従前要領を基に、政務調査費条例及び広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成13年広島市規則第45号。以下「政務調査費規則」という。)の案を検討・作成し、それを市議会各派幹事長会議に説明し、協議を経た上で、所定の手続きを経て、政務調査費条例等を制定し、平成13年4月1日から施行した。

(1) 交付対象、算定方法等について

ア 交付対象について

本市においては、会派を政務調査費の交付対象としている。

会派を交付対象としたのは、政務調査費は、それまで規則等に基づき交付されていた市政調査研究費が、地方自治法の改正により法的に明確化されたものであり、会派を交付対象とした従前の制度をそのまま条例に移行するのが適当であると考えられること、本市における市政調査研究費補助金は、昭和48年に制度化され、会派に対する交付制度として定着していることなどによるものである。

イ 政務調査費の算定の方法及び月の途中で会派所属議員が減少した場合の取扱いについて

このことについて、本市が参考とした全国市議会議長会の標準条例案と本市の条例は、次のとおりとなっている。

<p>〔全国市議会議長会標準条例案〕 (交付額及び交付の方法) 第3条 会派に対する政務調査費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額 円を乗じて得た額を四半期ごとに交付する。 (第2項及び第3項省略) 4 <u>基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。</u> (第5項省略)</p>	<p>〔広島市条例〕 (交付額) 第4条 政務調査費の月額は、所属議員の数に34万円を乗じて得た額とする。 (第2項～第5項省略) (所属議員の数等) 第5条 政務調査費の月額の算定の基礎となる所属議員の数(中略)は、毎月の初日における所属議員の数等による。 2 前項の所属議員の数は、<u>月の初日に当該会派の所属議員でなくなった者がある場合は、その者の数を控除した数とする。</u></p>
--	---

上表で明らかなように、いずれにおいても 政務調査費の積算に当たっては、基準日(月の初日)における所属議員の数を算定基礎とすること、基準日において、会派所属議員でなくなる事態が生じた場合には、当該月の積算の基礎数値から除外することになっている。

なお、会派所属議員でなくなる事例について、標準条例案においては、「議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会」と具体的に明示しているが、本市の条例においては、単に「当該会派の所属議員でなくなった者」としか規定されていない(なお、従前要領においては、会派所属議員数の異動として、議員の任期満了、辞職若しくは死亡、会派への加入又は脱会を明記していた。 )。

(2) 政務調査費条例等の主な内容について

ア 支出の決定について

本市における政務調査費については、議会の会派を対象として(政務調査費条例第1条及び第2条)、毎月の初日における所属議員の数に、34万円を乗じて得た

額に会派職員雇用費（所属議員の数が3人以上の会派が、当該会派の控室において常時勤務する職員に支給する雇用の費用）を加算した額を、交付することとされている（政務調査費条例第4条第1項及び第2項）。

政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、所定の交付申請書により、議長を経由して市長に申請を行い（政務調査費規則第2条）、申請を受理した市長は交付額を決定し、所定の交付決定通知書により、議長を経由して当該会派の代表者に通知することとされている（政務調査費規則第3条）。

また、交付決定通知書を受け取った会派の代表者は、毎月5日までに所定の交付請求書を市長に提出し（政務調査費規則第4条）、これを受けた市長は、毎月、原則として11日に政務調査費を交付することとされている（政務調査費条例第3条第1項及び政務調査費規則第5条）。

#### イ 使途基準について

政務調査費は、下表に示す使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならないとされている。

また、会派職員雇用費は、その算定の基礎となった常勤職員又は臨時職員の雇用に要する経費に充てるものとし、当該経費以外の経費に充ててはならないとされている（政務調査費条例第7条及び政務調査費規則第8条）。

項目	内容
研究研修費	会派が、研究会、研修会等を開催するため、又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究及び議会活動並びに市政について市民に広報するために要する経費
広聴費	会派が、市民からの市政、会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派の行う調査研究を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究に必要な経費

#### ウ 精算等について

会派の代表者は収支報告書を作成し、当該年度終了後30日以内に議長に提出し

なければならず（政務調査費条例第9条第1項）、議長はその写しを速やかに市長に送付しなければならないこととされている（政務調査費規則第9条）。

会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額からその年度において使途基準に従って支出した額の総額を控除して残余がある場合は、収支報告書の提出後速やかに、当該残額に相当する額を市長に返還しなければならないとされている（政務調査費条例第9条第3項）。

また、政務調査費については、その保管状況を明確にすること、政務調査費の支出の決定は会派の代表者が行うこと、出納は会派の代表者が発行する所定の収入支出伝票により経理責任者が行うこと、政務調査費を支出したときは領収証書（領収証書を徴し得ないものについては、会派の代表者の支払証明書をもって代えることができる。）を徴すること、政務調査費の出納のみを行う預金口座及び経理簿を備えること（政務調査費規則第10条第1項）、収入支出伝票等の書類は収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで会派において保存しなければならないとされているが（政務調査費規則第10条第2項）、精算等に当たって、領収証書を市長や議長へ提出しなければならないとする規定はない。

### 3 事実認定

調査の結果、以下の事実が認められた。

#### (1) 新政クラブへの政務調査費の交付状況について

##### ア 平成16年度の交付状況

A 議員の所属会派である新政クラブへの政務調査費の交付状況（平成16年度以降）の詳細は、別表のとおりである。

平成16年度については、平成16年4月1日付けで新政クラブの代表者から政務調査費交付申請書が議長を経由して市長に提出され、これを受け市長は、支出負担行為伺により、新政クラブを始めとする13会派に係る政務調査費の交付額を決定の上、同日付けで各会派に係る政務調査費交付決定通知書を議長に送付し（決裁者：議会事務局総務課長）、議長はこの交付決定通知書を各会派の代表者へ送付している。

決定された新政クラブへの交付額は、年額5,743万4,224円（会派の所属議員数13に月額34万円を乗じて得た額5,304万円に、会派職員雇用費439万4,224円を加えた額）である。

また、同日付けで、新政クラブの代表者から市長へ政務調査費交付請求書が提出され、市長において支出命令書を作成の上（決裁者：議会事務局総務課長）、平成16年4月9日に4月分政務調査費として472万8,800円（会派の所属議員数13に月額34万円を乗じて得た額442万円に、会派職員雇用費30万8,800円を加えた額）が交付されている。

同様に、5月以降平成17年3月まで、毎月会派の所属議員数13に月額34

万円を乗じて得た額 4 4 2 万円に、会派職員雇用費（ 5 月及び 7 月は 3 0 万 8 , 8 0 0 円、6 月は 6 4 万 8 , 4 8 0 円、8 月～ 1 1 月及び 1 月～ 3 月は 3 0 万 5 , 3 0 0 円、 1 2 月は 5 9 万 2 , 3 1 3 円）を加えた額が交付されている。

なお、平成 1 6 年 8 月に会派常勤職員の変更があったことから、平成 1 6 年 8 月 2 日付けで、新政クラブの代表者から議長を經由して市長に対し政務調査費変更交付申請書が提出され、市長はこれを承認の上（決裁者：議会事務局総務課長）、同日付けで政務調査費変更交付決定通知書を議長を經由して新政クラブの代表者へ送付した。これにより、新政クラブへの平成 1 6 年度の交付額は、会派職員雇用費が 8 万 9 , 9 3 1 円減額され、5 , 7 3 4 万 4 , 2 9 3 円に変更されている。

また、平成 1 6 年度政務調査費収支報告書が新政クラブを始めとする各代表者から議長を經由し平成 1 7 年 4 月 2 8 日に市長に提出され、市長は内容を審査の上、同日付けで全会派について承認し（決裁者：議会事務局総務課長）、剰余金が生じた会派については、戻入処理の手続を行っている。

なお、新政クラブに対して交付した政務調査費については、すべて使われ剰余金が生じなかったことが確認されている。

#### イ 平成 1 7 年度の交付状況

平成 1 7 年度についても、新政クラブの代表者から政務調査費交付申請書が議長を經由して市長に提出され、これを受け市長は、平成 1 7 年 4 月 1 日付けで、支出負担行為により、新政クラブを始めとする 1 4 会派に係る政務調査費の交付額を決定の上、同日付けで各会派に係る政務調査費交付決定通知書を議長に送付し（決裁者：議会事務局総務課長）、議長はこの交付決定通知書を各会派の代表者へ送付している。決定された新政クラブへの交付額は、年額 5 , 7 3 7 万 7 , 6 6 2 円（会派の所属議員数 1 3 に月額 3 4 万円を乗じて得た額 5 , 3 0 4 万円に、会派職員雇用費 4 3 3 万 7 , 6 6 2 円を加えた額）である。

また、同日付けで、新政クラブの代表者から市長へ政務調査費交付請求書が提出され、市長において支出命令書を作成の上（決裁者：議会事務局総務課長）、平成 1 7 年 4 月 1 1 日に 4 月分政務調査費として 4 7 2 万 5 , 9 0 0 円（会派の所属議員数 1 3 に月額 3 4 万円を乗じて得た額 4 4 2 万円に、会派職員雇用費 3 0 万 5 , 9 0 0 円を加えた額）が交付されている。

同様に、平成 1 7 年 5 月 2 日付けで提出された政務調査費交付請求書に基づき、平成 1 7 年 5 月 1 1 日に 5 月分政務調査費として同額が交付されている。

なお、A 議員の死去（同月 7 日）に伴い、新政クラブの代表者から議長を經由して市長に対し平成 1 7 年 5 月 2 6 日付けで政務調査費変更交付申請書が提出され、市長はこれを承認の上（決裁者：議会事務局総務課長）、同日付けで政務調査費変更交付決定通知書を議長を經由して新政クラブの代表者へ送付した。これにより、新政クラブへの平成 1 7 年度の交付額は、3 4 0 万円（3 4 万円×1 0 か月）減

額され、5,397万7,662円に変更された。

なお、平成17年6月10日に6月分として新政クラブに交付された470万7,095円(会派の所属議員数12に月額34万円を乗じて得た額408万円に、会派職員雇用費62万7,095円を加えた額)の算定にはA議員は含まれていない。

(2) A議員が新政クラブ所属議員であったことについて

平成15年5月14日付けで新政クラブ幹事長から議長に提出された会派結成届によると、A議員は新政クラブの構成員となっている。

また、議会事務局で、随時、作成している各会派の構成員等を記載した会派別一覧表(平成15年5月16日~平成17年5月2日作成分)においても、そのすべてについて、A議員は新政クラブの構成員となっており、死亡時まで新政クラブの所属議員であったと認められる。

(3) A議員の広島市議会への出席状況について

広島市議会の出席簿によると、A議員の広島市議会への出席状況は、平成15年10月29日に開催された平成15年第5回臨時会以降、平成17年5月7日に死去するまで、次表に示すようにすべての会議において欠席となっている。

会 議 名	開 催 期 間
平成15年第5回臨時会	平成15年10月29日
平成14年度決算特別委員会	平成15年11月11日~11月28日
平成15年第6回定例会	平成15年12月9日~12月19日
常任委員会(建設委員会)	平成15年12月17日
都市活性化対策特別委員会	平成16年1月22日
平成16年第1回定例会	平成16年2月19日~3月26日
常任委員会(建設委員会)	平成16年2月27日
平成16年度予算特別委員会	平成16年3月2日~3月25日
都市活性化対策特別委員会	平成16年6月2日
平成16年第2回定例会	平成16年6月10日~6月22日
常任委員会(建設委員会)	平成16年6月18日
平成16年第3回臨時会	平成16年7月22日
平成16年第4回定例会	平成16年9月21日~10月5日
常任委員会(経済環境委員会)	平成16年9月30日
平成16年第5回臨時会	平成16年11月2日
平成15年度決算特別委員会	平成16年11月10日~11月30日
平成16年第6回定例会	平成16年12月8日~12月20日

常任委員会（経済環境委員会）	平成16年12月17日
都市活性化対策特別委員会	平成16年12月21日
平成17年第1回臨時会	平成17年2月7日～2月9日
平成17年第2回定例会	平成17年2月17日～3月25日
常任委員会（経済環境委員会）	平成17年2月28日
平成17年度予算特別委員会	平成17年3月1日～3月25日

なお、上表以外の閉会中に開かれた常任委員会についても、議会事務局からの聴取によると、すべて欠席となっていた。

## 第6 判断

認定した事実関係を基に、双方の主張内容について審査した結果、本請求について次のとおり判断する。

### 1 請求対象期間について

請求人は、措置請求書の請求の要旨において、平成15年10月以来の市議会への欠席を理由に必要な措置を要求していることから、同月以降の政務調査費に係る財務会計行為について、監査を求めていると考えられる。

地方自治法第242条第2項の規定により、監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないとされている。この規定は、地方公共団体の執行機関等の財務会計行為について、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことは、法的安定性を損ない、好ましくないとの趣旨から設けられたものである。ただし、当該行為が住民に秘密裡にされたような場合この趣旨を貫くことは相当でないことから、同項ただし書において、正当な理由がある場合はこの限りではないとされている。この場合の正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか等によって判断すべきとされている(昭和63年4月22日最高裁第二小法廷判決)。そこでまず、この正当な理由の有無について判断する。

A 議員が議会を欠席していたことについては、本会議等の傍聴などにより、市民が容易に知り得る状況にあり、相当の注意力をもって調査すれば知り得ることができたと認められ、また、政務調査費の支給についても、支出命令書等の公文書の開示請求を行えば明らかにすることができたものであることから、1年を経過しての住民監査請求について正当な理由は認められない。したがって、本件措置請求の日が平成17年6月6日であることからすると、平成16年6月5日以前の政務調査費に係る財務会計行為に関する措置請求は、既に法に定める請求期間を徒過していると言わざるを得ない。

### 2 病気療養中の議員を所属議員として、政務調査費の支給対象としたことについて

請求人は、病気療養中の A 議員に対し政務調査費を支給したことが、「議員の調査

研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない」とする政務調査費条例第7条に違反するものであると主張する。

確かに請求人が主張するように、A議員は、平成15年10月に開催された平成15年第5回臨時会以降、すべての会議を欠席している(第5 事実の3の(3)参照)。

しかしながら、政務調査費は、議員個人ではなく議会の会派に対して交付され(政務調査費条例第2条)、会派において議員の調査研究に資するため必要な経費として支給されるものであること(政務調査費条例第7条)、政務調査費の月額、所属議員の数に34万円を乗じて得た額とする(政務調査費条例第4条第1項)とあり、所属議員の数は、当該会派に対する政務調査費月額算出のための積算基礎とされているにすぎないこと、政務調査費の積算の基礎から除かれるのは、月の初日に当該会派の所属議員でなくなった場合のみであり(政務調査費条例第5条第2項)、この所属議員でなくなった場合とは、政務調査費条例を制定する際参考とした全国市議会議長会標準条例案や従前要領から勘案すると(第5 事実の2の(1)のイ参照)、議員の辞職、失職、除名、死亡、会派からの脱会と考えられ、それ以外の事由により除外する根拠も見当たらないことから、病気療養中の議員を算定の基礎に含めて、政務調査費を交付したことをもって、違法・不当とは言えない。

### 3 対象職員の行為について

財務会計行為に係る専決権者も措置の対象職員に含まれる(平成3年12月20日最高裁第二小法廷判決)ことから、広島市において専決権限を定めている広島市職務権限規程(昭和42年広島市訓令第13号)に基づき、対象となる職員を判断すると、支出負担行為である補助金の交付決定及び支出命令の決裁を行った議会事務局総務課長舛田時男が対象職員となる。

舛田総務課長は、前記「第5 事実の3の(1)」に記したように、自らの職務権限に基づき、議長を経由して提出された新政クラブを含む各会派に係る政務調査費交付申請書の内容を審査し、支出負担行為の決裁を行い、政務調査費交付決定通知書を議長を経由して各会派の代表者に交付し、また、毎月、各会派から提出される政務調査費交付請求書に基づき支出命令書の決裁を行うことにより、各会派に政務調査費を交付している。さらに、年度終了後には、各会派から提出された政務調査費収支報告書を審査の上承認し、剰余金が生じた会派については、戻入処理の手続を行っている。

以上のように舛田総務課長は、政務調査費条例等に定める手続に基づき、また自らの職務権限の範囲内で政務調査費に係る財務会計行為を執行している。

また、政務調査費の交付状況について、政務調査費交付決定通知書と政務調査費交付申請書の内容、支出命令書と政務調査費交付請求書の内容、精算処理事務と政務調査費収支報告書の内容、を照合した結果、いずれも会派所属議員数及びそれに対応した会派雇用職員数に応じた適正なものと認められた。

なお、議会事務局職員は、議長の補助職員として議会運営に係る事務等を執行してい

るが、議会事務局の所管に属する予算の執行の場合には、市長の補助職員としての事務も執行している。そのため、本件政務調査費については、例えば、各会派から議長に提出された政務調査費交付申請書を取りまとめ、これを市長に提出するという議長の事務を補助する一方で、同じ職員がこの交付申請書を審査し、交付を決定するという市長の事務を補助している。たとえ経由機関とはいえ、交付申請書を提出する側（議長）とそれを審査する側（市長）とが同じ職員であることは、交付申請書の審査に当たって内部統制上問題なしとは言えないことから、政務調査費に関する事務補助に当たっては、議長の事務を補助する職員と市長の事務を補助する職員とが別人であることが望まれる。

#### 4 会派における政務調査費の支出について

措置請求書に記載された請求の要旨及び事実証明書並びに陳述において補足された事項によると、請求人は、病氣療養中の議員は調査研究できないはずであるから、同人に対する交付金は、政務調査費条例第7条に違反すると主張する。

上記2で記したように、そもそも政務調査費は議会の会派に交付されるものであり、月の初日の所属議員数を基に交付額を算定しているのは、各会派間の平等を図るためにとられているひとつの方法にすぎない。したがって、このようにして算定され、交付された政務調査費については、会派において、政務調査費条例等に定める使途基準等に基づき支出する限り、違法・不当性はない。

この点について監査するためには、収支報告書の内容について、政務調査費を支出する際徴することとなっている領収証書、会派代表者の支払証明書や収入支出伝票等を確認する必要があるが、これら領収証書等については、政務調査費条例等の規定によると、各会派において、5年間保存することにはなっているものの、議長、市長への収支報告書等に添付することにはなっておらず、実際にも添付されていない。また、市長から提出された意見書や関係職員による陳述においても、この点について、明らかにされることはなかったことから、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、A議員の所属する新政クラブ幹事長について関係人調査を実施し、監査対象期間の領収証書等を調査した。

調査の結果、新政クラブにおいては、毎月交付される政務調査費全額の中から一定の額を会派共通の政務調査費の経費として充て、残りの額について、政務調査費として認められる経費分を、各議員に対し交付する取扱いとしていたことを確認した。そして、これら領収証書等を調査したところ、新政クラブ全体に係る政務調査費については、使途基準別の支出額に見合った領収証書等が会派において保管されており、また、A議員に係るものについても、使途基準別の支出金額に見合った領収証書が会派において保管され、病氣療養を前提としても、格別本来の目的以外に使われたとの疑念を抱かせるような支出はなかった。

以上のように、新政クラブに交付された政務調査費については、収支報告書に記載された、使途基準別の支出金額に見合った領収証書等が、適正に保管・管理されており、

違法・不当な点は見受けられなかった。

## 5 意見

(1) 政務調査費については、政務調査費制度導入に係る地方自治法改正時の自治省通知(平成12年5月31日付け自治行第32号)において、「政務調査費については、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することも重要とされていることから、条例の制定に当たっては、例えば、政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とするなど透明性の確保に十分意を用いること」とされており、また、近年の情報公開の流れを受けて、各自治体において、透明性の確保が図られてきている。その主な状況を見てみると、鳥取県においては、政務調査費に係るすべての領収証書を代表監査委員に提出することを義務付け(平成16年6月施行)、また、静岡市においては、すべての領収証書を議長に提出することを義務付けている(平成15年4月施行)。さらに、札幌市(平成17年4月施行)、さいたま市(平成16年7月施行)、京都市(平成17年4月施行)及び福岡市(平成16年4月施行)の4市においては、5万円以上の領収証書を議長等へ提出することを義務付けている。なお、これらの自治体においては、領収証書等を閲覧の対象にもしている。

(2) また、補助金に係る事務の執行状況に関する広島市の平成16年度包括外部監査報告においても、「条例、規則を改正し、収支報告書への領収書の添付を義務付けるとともに、領収書は、市民の請求があれば閲覧できるようにすることが望ましいと考える」旨の意見が出されている。

(3) 監査委員においては、前記4のように関係人調査により、政務調査費に係る領収証書等の調査を行ったが、現行の政務調査費条例等では、市民には、領収証書等を閲覧し、使途を確認する道は閉ざされている。

請求人及び関係職員公開の場で行った陳述の場において、請求者からは、公費の使途を公表するのは社会的義務である、政務調査費が市民のために使われていることを明らかにすべきである、政務調査費がどのように使われているか、はっきりすべきである等との主張がなされた。

(4) 監査委員としては、近年の政務調査費に係る透明性確保に向けた各自治体の取組や包括外部監査の意見がある中で、こうした政務調査費の使途の情報公開を求める市民の訴えに対し、真摯に耳を傾け、例えば、市民の関心の高い会食に係る経費についていえば、目的、参加者等を明示するなどその使途について説明責任が果たせるよう、収支報告書への領収証書の添付などを義務付け、それを閲覧の対象とするなど、政務調査費制度の透明性の確保、住民の情報公開要求の高まりに応えられるような制度の確立に向けて、行動を開始することを望むものである。

また、そうすることが、議員の調査研究に資するためという、使途を限定して交付される、政務調査費への市民の信頼度を高めることになると確信する。

第7 結論

- 1 平成16年6月5日以前の政務調査費の交付に係る請求については、地方自治法第242条第2項の規定により却下する。
  
- 2 その余の請求については、請求人の主張には理由がないものと判断し、本請求を棄却する。